

大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物受入規程

(平成元年11月22日 規程第8号)

改正 平成2年6月29日規程第6号、平成3年1月30日規程第4号、平成3年3月28日規程第8号、平成4年1月8日規程第1号、平成4年3月19日規程第5号、平成7年1月18日規程第2号、平成8年9月2日規程第2号、平成9年3月26日規程第2号、平成10年2月25日規程第2号、平成10年9月28日規程第6号、平成10年11月26日規程第8号、平成11年3月26日規程第4号、平成12年1月27日規程第3号、平成12年3月24日規程第6号、平成13年2月8日規程第3号、平成13年12月21日規程第7号、平成14年11月26日規程第4号、平成15年3月26日規程第2号、平成15年9月24日規程第3号、平成15年11月26日規程第5号、平成17年10月11日規程第2号、平成18年3月24日規程第2号、平成18年10月1日規程第4号、平成19年1月10日規程第1号、平成20年12月15日規程第2号、平成21年9月30日規程第2号、平成24年1月16日規程第1号、平成25年3月25日規程第1号、平成25年10月21日規程第3号、平成25年12月18日規程第4号、平成26年12月2日規程第3号、平成28年3月1日規程第2号、平成28年9月15日規程第4号、平成29年7月6日規程第2号、平成29年11月6日規程第3号、令和元年7月18日規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、大阪湾広域臨海環境整備センターの廃棄物受入に関し必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(埋立場所の名称及び位置)

第2条 埋立場所の名称及び位置については、別表第1に定めるとおりとする。

(搬入施設の名称及び位置)

第3条 搬入施設の名称及び位置については、別表第2に定めるとおりとする。

(受入時間及び休業日)

第4条 受入時間については、別表第3に定めるとおりとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、受入時間を変更することができる。

2 休業日については以下のとおりとする。ただし、理事長が必要と認める場合は、開業することができる。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

(3) その他理事長が指定する日

(廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類及び量)

第5条 廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類及び量については、基本計画及び実施計画に定めるとおりとする。

(廃棄物の受入の基準)

第6条 廃棄物の受入の基準は、受入廃棄物のすべてを対象とする共通基準及び種類別の個別基準とし、その内容については、別表第4に定めるとおりとする。

(廃棄物の処分料金等)

第7条 排出事業者から徴収する廃棄物の処分料金（消費税及び地方消費税を含む。）は別表第5に定めるとおりとする。ただし、理事長は、天災その他の特別の理由があると認めるときは、処分料金を減額することができる。

(受入の手続き等)

第8条 受入に関する手続き等この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成元年11月22日から実施する。

附 則 (平成2年規程第6号)

この規程は、平成2年6月29日から実施する。

附 則 (平成3年規程第4号)

この規程は、平成3年1月30日から実施する。

附 則 (平成3年規程第8号)

この規程は、平成3年4月1日から実施する。
附則 (平成4年規程第1号)

この規程は、平成4年1月22日から実施する。
附則 (平成4年規程第5号)

この規程は、平成4年3月27日から実施する。
附則 (平成7年規程第2号)

この規程は、平成7年4月1日から実施する。
附則 (平成8年規程第2号)

この規程は、平成8年9月2日から実施する。
附則 (平成9年規程第2号)

この規程は、平成9年4月1日から実施する。
附則 (平成10年規程第2号)

この規程は、平成10年4月1日から実施する。
附則 (平成10年規程第6号)

この規程は、平成10年11月1日から実施する。
附則 (平成10年規程第8号)

この規程は、平成11年4月1日から実施する。
附則 (平成11年規程第4号)

この規程は、平成11年4月1日から実施する。
附則 (平成12年規程第3号)

この規程は、平成12年4月1日から実施する。
附則 (平成12年規程第6号)

この規程は、平成12年4月1日から実施する。
附則 (平成13年規程第3号)

この規程は、平成13年4月1日から実施する。
附則 (平成13年規程第7号)

この規程は、平成13年12月21日から実施する。
附則 (平成14年規程第4号)

この規程は、平成15年4月1日から実施する。
附則 (平成15年規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から実施する。
附則 (平成15年規程第3号)

この規程は、平成15年10月1日から実施する。
附則 (平成15年規程第5号)

この規程は、平成16年4月1日から実施する。
附則 (平成17年規程第2号)

この規程は、平成17年10月11日から実施する。
附則 (平成18年規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から実施する。
附則 (平成18年規程第4号)

この規程は、平成18年10月1日から実施する。
附則 (平成19年規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から実施する。
附則 (平成20年規程第2号)

この規程は、平成21年4月1日から実施する。
附則 (平成21年規程第2号)

この規程は、平成21年10月1日から実施する。
附則 (平成24年規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から実施する。
附則 (平成25年規程第1号)

この規程は、平成25年3月25日から実施する。ただし、別表第4の3判定基準の一部を
改正する規程は、平成25年6月1日から実施する。
附則 (平成25年規程第3号)

この規程は、平成25年10月21日から実施する。
附則 (平成25年規程第4号)

この規程は、平成26年4月1日から実施する。
附則 (平成26年規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から実施する。
附則 (平成28年規程第2号)

この規程は、平成28年3月1日から実施する。ただし、別表第4の3判定基準の一部を

改正する規程は、平成28年3月15日から適用する。

附 則 (平成28年規程第4号)

この規程は、平成28年9月15日から実施する。

附 則 (平成29年規程第2号)

この規程は、平成29年10月1日から実施する。

附 則 (平成29年規程第3号)

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 (令和元年規程第2号)

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

別表第1 埋立場所

埋立場所名	位 置	
泉大津沖埋立処分場	堺泉北港	泉大津市夕凧町地先
尼崎沖埋立処分場	尼崎西宮芦屋港	尼崎市東海岸町地先
神戸沖埋立処分場	神戸港	神戸市東灘区向洋町地先
大阪沖埋立処分場	大阪港	大阪市此花区北港緑地地先

一部改正 (平成4年規程第1号)

一部改正 (平成13年規程第7号)

一部改正 (平成18年規程第2号)

一部改正 (平成21年規程第2号)

別表第2 搬入施設

搬入施設名	位 置	
姫路基地	姫路市飾磨区今在家字近藤新田	
播磨基地	兵庫県加古郡播磨町新島	
神戸基地	神戸市灘区灘浜町	
尼崎基地	尼崎市平左衛門町	
大阪基地	大阪市西淀川区中島2丁目	
堺基地	堺市西区築港新町4丁目	
泉大津基地	泉大津市夕凧町地先	
和歌山基地	和歌山市湊	
津名基地	淡路市志筑新島	

一部改正 (平成2年規程第6号)

一部改正 (平成3年規程第4号)

一部改正 (平成4年規程第1号)

一部改正 (平成4年規程第5号)

全部改正 (平成8年規程第2号)

一部改正 (平成10年規程第6号)

一部改正 (平成13年規程第7号)

一部改正 (平成18年規程第2号)

一部改正 (平成25年規程第1号)

別表第3 受入時間

搬入施設名	受 入 時 間	
姫路基地	午前9時から午後4時まで。	
播磨基地	午前9時から午後4時まで。	
神戸基地	午前9時から午後4時まで。	
尼崎基地	午前9時から午後4時30分まで。	
大阪基地	午前9時から午後4時30分まで。	
堺基地	午前9時から午後4時30分まで。	
泉大津基地	午前9時から午後4時30分まで。	
和歌山基地	午前9時から午後4時30分まで。	
津名基地	午前10時から午後4時まで。	

- 一部改正 (平成2年規程第6号)
- 一部改正 (平成3年規程第4号)
- 一部改正 (平成4年規程第1号)
- 一部改正 (平成4年規程第5号)
- 全部改正 (平成8年規程第2号)
- 一部改正 (平成13年規程第7号)

別表第4 廃棄物の受入の基準

受入基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受け入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は破碎等したものとす。

以下に受入廃棄物のすべてを対象とする共通基準、個別基準及び判定基準について示す。

1 共通基準

次に掲げる事項に該当する廃棄物は、受け入れない。

- (1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- (2) 次のいずれかのもの及びそれらが付着し又は封入されているもの
 - ア 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物及び劇物
 - イ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬
 - ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第2条に規定する危険物
- (3) 廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの
- (4) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等腐敗するもの
- (5) ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生のおそれのあるもの
- (6) 水面において著しく油膜を形成するもの
- (7) 有機性の汚濁の原因となる物質が混入し又は付着しているもの
- (8) 著しい発色性又は発泡性を有するもの
- (9) 著しく飛散又は浮遊するもの
- (10) 著しく悪臭を発するもの
- (11) その他、法令に基づき水面埋立処分を禁止されたもの並びに広域処理場及びその周辺の環境を著しく悪化させ又は広域処理場における作業を著しく阻害するおそれがあると判断されるもの

一部改正（平成29年規程第2号）

2 個別基準

廃棄物別の個別基準は、次に掲げるとおりとする。

排出時の廃棄物の種類		受入基準	受入廃棄物の種類
1 一般 廃棄物	① 可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却施設により熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ ばいじんを処分するために処理したもの（以下「ばいじん処理物」という。）にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却灰 ○ ばいじん処理物
	② 不燃・粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大径がおおむね30cm以下に破碎等されたものであって、中空のものを除く。 ○ 破碎後の可燃物については、焼却施設により熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不燃ごみ ○ 焼却灰 ○ ばいじん処理物
	③ し尿処理汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却施設により熱しゃく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿処理の焼却灰 ○ ばいじん処理物
2	① 上水汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ○ 含水率が85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水汚泥

産業廃棄物	② 下水汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ ばいじんにあつては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水汚泥の焼却灰 ○ 下水汚泥のばいじん
	③ 燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> ○ 熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 	○ 燃え殻
	④ 汚泥 (①、②を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 含水率 85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ 有機性汚泥は、焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ ばいじんにあつては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 汚泥A ○ 汚泥B ○ 燃え殻 ○ ばいじん
	⑤ 鉱さい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大径がおおむね 30cm 以下であつて、判定基準を満足するもの。 	○ 鉱さい
	⑥ ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乾式集じんダストは、加湿等飛散防止の措置を講じたものであつて、判定基準を満足するもの。 ○ 湿式集じんダストは、含水率 85%以下のものであつて、判定基準を満足するもの。 	○ ばいじん
	⑦ 廃プラスチック類・ゴムくず	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大径がおおむね 15cm 以下に破碎されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 ○ 焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ ばいじんにあつては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃プラスチック類 ○ ゴムくず ○ 燃え殻 ○ ばいじん
	⑧ 金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大径がおおむね 30cm 以下に破碎されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金属くず ○ ガラスくず及び陶磁器くず
	⑨ がれき類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大径がおおむね 30cm 以下のもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 	○ がれき類
	⑩ シュレツダダスト	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減容固化のうえ、最大径がおおむね 30cm 以下のものであつて、判定基準を満足するもの。 	○ シュレツダダスト
	⑪ その他の産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不燃物のものにあつては、最大径がおおむね 30cm 以下のものであつて、判定基準を満足するもの。 ○ 可燃性のものにあつては、焼却施設により熱しゃく減量 10%以下に焼却されたものであつて、判定基準を満足するもの。 なお、廃油等の焼却残さにあつては、水面において油膜を形成しないもの。 ○ 石綿含有産業廃棄物にあつては、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 	○ その他の産業廃棄物
	3 陸上残土	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであつて、発生時において、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。 ○ 水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであつて、管理を要する陸上残土に係る判定基準を満足するもの。ただし、上記陸上残土を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上残土A ○ 陸上残土B ○ 管理を要する陸上残土A ○ 管理を要する陸上残土B
4 浚渫土砂	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであつて、浚渫土砂に係る判定基準を満足するもの。 	○ 浚渫土砂	

注1 有害な物質とは、判定基準で定めるものをいう。

注2 汚泥Aは、中間処理された建設汚泥とし、汚泥Bは、汚泥A以外の汚泥とする。

注3 石綿含有産業廃棄物とは、非飛散性アスベスト廃棄物のうち、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有するものをいう。

注4 陸上残土A及び陸上残土Bの区分は、陸上残土に係る土質区分基準によるものとする。

注5 管理を要する陸上残土Aは、管理を要する陸上残土のうち土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)第16条に規定する要措置区域等内の土地の土壤とし、管理を要する陸上残土Bは、管理を要する陸上残土A以外の管理を要する陸上残土とする。

3 判定基準

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第5号）別表第一で定める基準、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）別表第一（ばいじん、燃え殻等に係る判定基準及び汚泥等に係る判定基準として定められた項目に限る）で定める基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準を満足するもの。ただし、六価クロム化合物については、0.5mg/L以下とする。

注1 判定基準で引用する別表の備考は適用しない。

注2 判定基準の試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月17日環境庁告示第13号）に定める方法とする。

注3 ダイオキシン類の基準は、ばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び廃ガス洗浄施設から排出された汚泥及びこれらを処分するために処理した廃棄物並びにこれらを含み又は付着した廃棄物に適用する。

注4 ダイオキシン類の基準は、平成12年1月15日までに設置され、又は設置の工事がされている施設から排出されるばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び当該施設の廃ガス洗浄施設から排出された汚泥については、次に掲げる方法により処分を行う限り、適用しない。

- 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

4 はいじん処理物に係る判定基準

ばいじん処理物	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第5号）で定める基準を満足するもの。
---------	---

5 陸上残土に係る判定基準

陸上残土	土壌汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第3及び別表第4で定める基準を満足するもの。
------	--

6 管理を要する陸上残土に係る判定基準

管理を要する陸上残土	土壌汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号、この項において以下「規則」という。）第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質（土壌汚染対策法施行令（平成14年11月13日政令第336号）第1条第12号に掲げる水銀及びその化合物（この項において以下「水銀及びその化合物」という。）を除く。）について、規則別表第2で定める基準及び同表で定める特定有害物質の種類について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）別表第1で定める基準をともに満足するものであって、規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質、同号ロに規定する第三種特定有害物質並びに水銀及びその化合物について、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。
------------	---

7 浚渫土砂に係る判定基準

浚渫土砂	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）及び「底質の暫定除去基準について」（昭和50年10月28日付け環水管第119号環境庁水質保全局長通知）で定める基準を満足するもの。
------	--

8 陸上残土に係る土質区分基準

区 分	コーン指数	含水比 (発生時)	水素イオン濃度 (pH)
陸上残土 A	400kN/m ² 以上	40%以下	5.8 以上 8.6 以下
陸上残土 B	陸上残土A以外のもの		

注 コーン指数及び含水比の試験方法は、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付け国官技第112号国土交通省大臣官房技術調査課長、国官総第309号国土交通省大臣官房公共事業調査室長、国営計第59号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長通知）に掲げる土質区分判定のための調査試験方法に定める方法とする。また、pHの試験方法は、地盤工学会基準（JGS）0211 に定める方法とする。

- 追 加 (平成4年規程第1号)
- 一部改正 (平成7年規程第2号)
- 全部改正 (平成11年規程第4号)
- 全部改正 (平成12年規程第6号)
- 全部改正 (平成13年規程第3号)
- 一部改正 (平成15年規程第3号)
- 一部改正 (平成15年規程第5号)
- 一部改正 (平成17年規程第2号)
- 一部改正 (平成18年規程第2号)
- 一部改正 (平成18年規程第4号)
- 一部改正 (平成25年規程第1号)
- 一部改正 (平成25年規程第3号)
- 一部改正 (平成28年規程第2号)
- 一部改正 (平成28年規程第4号)

別表第5 廃棄物処分料金（消費税及び地方消費税を含む。）

（単位：円／t）

区 分	処分料金	
一般廃棄物	11,110	
産業廃棄物	上水汚泥（公共系）	11,110
	下水汚泥（公共系）	11,110
	燃え殻	20,680
	汚泥A	13,310
	汚泥B	16,060
	鉱さい	11,660
	ばいじん	20,680
	廃プラスチック類	16,060
	ゴムくず	15,070
	がれき類	10,670
	金属くず	12,870
	ガラスくず及び陶磁器くず	12,870
	シュレッダーダスト	25,190
	その他の産業廃棄物	20,680
陸上残土A	1,210	
陸上残土B	1,540	
管理を要する陸上残土A・B	12,210	
浚渫土砂	1,980	

注1 浚渫土砂は、1 m³当たりの料金とする。注2 陸上残土Aのうち、別表第4の8「陸上残土に係る土質区分基準」に定めるコーン指数が800KN/m²以上のもので、かつ1件の工事又は1つの契約につき年間搬入量が1,500t以上の場合は、その処分料金（消費税及び地方消費税を含む。）は、別途理事長が定めるものとする。

- 一部改正（平成3年規程第8号）
- 全部改正（平成9年規程第2号）
- 全部改正（平成10年規程第2号）
- 一部改正（平成12年規程第3号）
- 一部改正（平成12年規程第6号）
- 一部改正（平成13年規程第3号）
- 一部改正（平成14年規程第4号）
- 一部改正（平成15年規程第3号）
- 一部改正（平成15年規程第5号）
- 一部改正（平成18年規程第2号）
- 一部改正（平成19年規程第1号）
- 一部改正（平成20年規程第2号）
- 一部改正（平成24年規程第1号）
- 一部改正（平成25年規程第3号）
- 一部改正（平成25年規程第4号）
- 一部改正（平成26年規程第3号）
- 一部改正（平成28年規程第2号）
- 一部改正（平成29年規程第3号）
- 全部改正（令和元年規程第2号）